

東京地方裁判所平成 26 年（フ）第 3830 号

破産者 株式会社 MTGOX

報告書

平成 30 年 3 月 7 日

東京地方裁判所民事第 20 部合議係 御中

破産者 株式会社 MTGOX

破産管財人 弁護士 小林 信明



第 1 一部の債権者による民事再生手続開始の申立て

破産者の一部の債権者が、平成29年11月24日、東京地方裁判所に対し、破産者についての民事再生手続開始の申立てを行った。裁判所は、同日、調査命令を発令し、当該調査命令において、申立棄却事由の有無を調査するために調査委員が選任された。

破産管財人は、調査委員による当該調査に積極的に協力し、必要な資料の提供等を行った。

調査委員は、平成30年2月28日、「当職（注：調査委員）は、破産者株式会社 MTGOX について、民事再生法25条2号ないし4号に掲げる事由はないと思料する。ただし、この結論は、同破産者について係属する下記破産事件（注：東京地方裁判所平成26年（フ）第3830号 破産者株式会社 MTGOX 破産事件）の破産手続において現時点までに組成された財団の規模に照らして、同破産事件において債権届出をした全債権者（とくに金銭債権たる破産債権を有する債権者各自）が当該破産手続においてすでに得ていると見込まれる利益を確保する措置が、再生手続開始決定前（破産手続中止前）になされていることを前提とする。」という結論の調査報告書を裁判所へ提出した（注記は破産管財人による）。

今後、裁判所は、かかる調査結果に基づき、破産者について民事再生手続を開始するか否か判断する。

なお、裁判所から新たな決定がなされない限り、破産手続は従前どおり進行し、当職は従前どおり破産管財人として破産財団の管理処分権を有する。

第 2 破産財団の経過及び現状

1 破産財団の現状

本報告書作成時までの調査による破産財団の状況は、財産目録及び貸借対照表記載のとおりであり、平成30年3月6日現在、当職が確保している預金残高は44,170,278,921円であり、第9回債権者集会時から約42,956,000,000円増加した。

但し、ビットコイン（以下「BTC」という。）の保有状況等に関する調査中であるため、当該目録及び貸借対照表には、破産者の保有する BTC 及び BTC から分裂した仮想通貨

通貨は記載していない。

2 BTC 及び BCC の売却

当職は、第9回債権者集会から今回の債権者集会までの間に、裁判所の許可を得て、破産財団に属する BTC 及びビットコインキャッシュ（以下「BCC」という。）の一部を売却した。売却数量及び破産管財人口座への入金額は以下のとおりである。

仮想通貨の種類	売却数量	破産管財人口座への入金額
BTC	35,841.00701BTC	382億3138万9537円
BCC	34,008.00701BCC	47億5665万4806円
	合計入金額	429億8804万4343円

裁判所と協議した結果、現時点で一定数量の BTC 及び BCC を売却し一定の配当原資を金銭で確保することが必要かつ相当であると判断し、上記数量の BTC 及び BCC を売却するに至った。

当職は、BTC 及び BCC の売却時点の市場価格を踏まえ、可能な限り高値で BTC 及び BCC を売却するように努めた。

今後の BTC 及び BCC の売却に関しては、裁判所と協議して決定したいと考えている。

3 BTC 管理状況

平成30年3月5日時点において破産財団で管理する BTC は、166,344.35827254BTC である。当職は、現在も引き続き破産者が保有する BTC の有無を調査しており、かかる BTC が発見され次第、当職が管理するアドレスに移動させて管理する予定である。

また、同日時点において破産財団で管理する BCC は、168,177.35927254BCC である。

なお、BTC の分裂により誕生した仮想通貨は、破産財団に属する BTC から分裂したものに関しては、破産財団に属すると考えている。

第3 破産債権の調査の状況

1 破産債権届出及び認否の状況

当職は、平成28年5月25日の債権調査期日において、破産者のビットコイン取引所のユーザー（以下「ユーザー」という。）から届け出られた破産者に対する BTC 及び金銭の返還に関する債権（以下「取引所関係破産債権」という。）の全てにつき、認否をした。平成28年5月25日時点における破産債権届出及び認否の状況の概要については、以下のとおりである。

	届出件数	届出金額 ※1	認めた金額 ※1	認めなかった金額 ※1
取引所関係破産	24750件	263兆5192億	456億0959万	263兆4736億

債権を届け出た債権者		6830 万 3371 円	3503 円	5870 万 9868 円
------------	--	---------------	--------	---------------

※1 全て円転した金額である。

その後、当職は、上記の認めなかった金額のうち、現在までに105件384,667,654円を認めるに至っている。

142件の査定申立て（査定申立額2,223,322,737円（元本のみ））については、現在までに全てについて裁判所の決定が出されており、全て当職の主張を認めるものである。

裁判所の査定決定に対し、14件（訴額1,972,594,935円（元本のみ））の査定異議の訴えが提起された。現在までに、4件の査定異議の訴えは取り下げられ、7件は当職の主張を認める判決が出された。

今後、残りの異議訴訟についても、可及的速やかに終了させるよう引き続き努める。破産債権に関する現在の確定状況は、添付の破産債権者整理表のとおりである。

2 取引所関係破産債権以外の債権届出の状況

取引所関係破産債権以外の債権を届け出た債権者に対しては、平成27年9月9日の債権調査期日において認否をしているが、このうちCoinLab, Inc.（届出金額8,673,534,490円）及び(株)TIBANNE（破産管財人栗田口太郎弁護士）（届出金額4,440,403,865円）から破産債権査定の申立てがあり、現在、いずれもその届出金額の全額につき査定手続中である。

第4 BTC 消失経緯等調査

当職は、破産者におけるBTC及び法定通貨の消失の有無・経緯等に関し、有限責任監査法人トーマツ（関連法人を含む。）、及び税理士法人レクス会計事務所に委嘱し、かつ支援企業であるPaywardグループの協力も得ながら、調査を進めている。

また、カルプレス・マルク・マリ・ロベートは、後述のとおり、逮捕起訴されたが、当職は、警視庁などの捜査機関の捜査協力要請に対し、可能な協力を行ってきており、今後とも協力を行っていく方針である。なお、かかる警察捜査との関係でも、捜査又は調査に関する情報については、慎重に取り扱う必要が生じている。

存在する情報が限られていること等の事情もあり、全容の把握は難しいと考えているものの、今後も、可能な限りで、調査を続行する予定である。

米国司法省は、平成29年7月26日、仮想通貨取引所運営者のAlexander Vinnikが40億ドル以上のマネーロンダリングに関与した容疑で逮捕・起訴されたと発表した。公訴事実にはMTGOXへのハッキングにより資金を盗取した事実も含まれている。当職は、米国法律事務所を通じて米国司法省にコンタクトし、情報提供を求めている。

第5 関連会社

破産者には、複数の関連会社（親会社等）が存し、以下の会社等に対する貸付金等を有するため、その回収に努めている。

1 (株)TIBANNE

当職は、平成27年5月15日、破産者の親会社である(株)TIBANNE の破産手続（東京地方裁判所平成27年(フ)第585号）において、破産債権の届出（届出金額25,841,657,102円。なお、平成27年11月19日に306,362,100円を取り下げている。）をしたが、破産管財人栗田口太郎弁護士より異議を述べられたため、平成27年10月13日、破産債権査定の上申立てを行った。現在、(株)TIBANNE の破産手続において査定手続中である。

2 (株)Bitcoin. Café

当職が(株)Bitcoin. Caféの破産手続（東京地方裁判所平成26年(フ)第5603号）において行った破産債権の届出（届出金額60,710,136円）について(株)Bitcoin. Caféの債権者である東急建設株式会社が述べた異議に関し、同社が最高裁判所に対し、上告及び上告受理申立てを行っていたところ、平成29年1月19日、最高裁判所により上告棄却及び不受理の決定がなされ、当職の上記届出を認めることを内容とする裁判所の判断が確定した。

3 カルプレス・マルク・マリ・ロベート

当職は、平成27年10月23日、御庁に対し、破産者の代表取締役であるカルプレス・マルク・マリ・ロベートの破産手続開始の申立てを行った。その結果、同年11月10日、同人について破産手続開始決定がなされ、破産管財人に坂口昌子弁護士が選任された。

また、カルプレス・マルク・マリ・ロベートは、平成27年9月11日に私電磁的記録不正作出・同供用罪及び業務上横領罪の容疑で起訴され、さらに同年11月18日に同じく私電磁的記録不正作出・同供用罪及び業務上横領罪の容疑で追起訴された。現在、当該事件に関する公判が続いている。なお、同人は、平成28年7月14日に保釈されている。

当職は、平成29年2月6日、カルプレス・マルク・マリ・ロベートの破産手続（平成27年(フ)第9170号）において、破産債権の届出（届出金額25,190,162,021円）を行った。

第6 破産法第177条第1項の規定による保全処分又は第178条第1項に規定する役員責任査定決定を必要とする事情の有無

破産法第177条第1項の規定による保全処分又は第178条第1項に規定する役員責任査定決定を必要とする事情の有無については、引き続き調査をしている。

第7 破産手続進行に関する事項

1 配当の見込み等

破産手続における配当の具体的日程については、民事再生手続開始の可能性及び当

職の認否に対する各債権者の応答等によって影響を受けざるを得ない。したがって、現時点では、配当見込み、配当時期、及び配当方法等は未定である。

なお、破産配当が可能となる場合にBTCを配布する方法を用いるか否かについては、引き続き検討中である。

2 その他必要な情報のウェブサイトでの提供

本件では、極めて多数の債権者が各国に存するため、本件に関し債権者に必要な情報等は、可能な限り、当職の管理するウェブサイト (<https://www.mtgox.com/>) に随時公表する予定である。

以 上

破産債権者整理表

		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R
		破産債権届出から債権認否まで					債権認否から査定手続まで				異議訴訟			確定債権額合計		未確定債権		時点	
		届出債権者数	届出債権額	認めた額	(法124Ⅲ) 確定債権者数	(法124Ⅲ) 確定債権額	査定債権者数	査定債権額 (元本のみ)	(法131Ⅱ) 確定債権者数	(法131Ⅱ) 確定債権額	異議訴訟提起者数	訴額 (元本のみ)	確定債権者数	確定債権額	債権者数	債権額	債権者数		債権額 (届出)
届出破産債権	BTCのみの届出債権者	9,863	260,877,125,161,772	15,116,975,701	9,841	14,891,948,458	22	1,968,803,487	12	8,653,897	10	1,967,595,751	9	216,373,346	9,862	15,116,975,701	1	1,325,298	2018/3/6
	BTC+金銭の届出債権者(口座数)	10,885	2,634,593,223,515	29,507,353,787	10,806	28,598,171,851	79	126,717,396	76	907,859,009	3	4,283,484	1	1,322,927	10,883	29,507,353,787	2	3,464,880	2018/3/6
	金銭のみの届出債権者	4,002	7,549,918,084	1,369,931,669	3,961	1,327,392,414	41	113,481,053	40	41,816,849	1	715,700	1	722,406	4,002	1,369,931,669	-	-	2018/3/6
	非取引所債権者	5	13,119,083,453	2,936,270	3	2,936,270	2	13,113,938,355	-	-	-	-	-	-	3	2,936,270	2	13,113,938,355	2018/3/6
合計		24,755	263,532,387,386,824	45,997,197,427	24,611	44,820,448,993	144	15,322,940,291	128	958,329,755	14	1,972,594,935	11	218,418,679	24,750	45,997,197,427	5	13,118,728,533	

※1 「確定債権者数(法124Ⅲ)」(列D)、「確定債権者数(法131Ⅱ)」(列H)及び「確定債権者数」(列L)の中には、破産債権なしとして確定した債権者も含まれる。

※2 「BTCのみの届出債権者」の「確定破産債権者数(法131Ⅱ)」(12件)(セルH1)及び「確定債権額(法131Ⅱ)」(8,653,897円)(セルI1)のうち、10件・確定債権額8,653,897円は、査定申立ての全部が却下されたこと又は査定申立て後に破産管財人が異議を撤回し申立人が査定申立てを取り下げたことにより確定したものである。

※3 「BTC+金銭の届出債権者」の「確定破産債権者数(法131Ⅱ)」(76件)(セルH2)及び「確定債権額(法131Ⅱ)」(907,859,009円)(セルI2)のうち、55件・確定債権額235,988,257円は、書類不備により査定申立ての受理が認められなかったこと、査定申立ての全部若しくは一部が却下されたこと、又は査定申立て後に破産管財人が異議を撤回し申立人が査定申立てを取り下げたことにより確定したものである。

※4 「金銭のみの届出債権者」の「確定破産債権者数(法131Ⅱ)」(40件)(セルH3)及び「確定債権額(法131Ⅱ)」(41,816,849円)(セルI3)のうち、23件・確定債権額26,276,037円は、書類不備により査定申立ての受理が認められなかったこと、査定申立ての全部若しくは一部が却下されたこと、又は査定申立て後に破産管財人が異議を撤回し申立人が査定申立てを取り下げたことにより確定したものである。

※5 「BTCのみの届出債権者」の「異議訴訟」の「確定債権者数」(9件)(セルL1)及び「確定債権額」(216,373,346円)(セルM1)のうち、2件・確定債権額216,370,752円は、訴え提起後に破産管財人が異議を撤回し原告が訴えを取り下げたことにより確定したものである。

※6 「BTC+金銭の届出債権者」の「異議訴訟」の「確定債権者数」(1件)(セルL2)及び「確定債権額」(1,322,927円)(セルM2)は、訴え提起後に破産管財人が異議を撤回し原告が訴えを取り下げたことにより確定したものである。

※7 「金銭のみの届出債権者」の「異議訴訟」の「確定債権者数」(1件)(セルL3)及び「確定債権額」(722,406円)(セルM3)は、訴え提起後に破産管財人が異議を撤回し原告が訴えを取り下げたことにより確定したものである。

財 産 目 録

(開始決定日:平成26年4月24日現在)
(単位:円)

資産の部

番号	科目	簿 価	評価額(財団組入額)	備考
1	現金及び預金	1,336,251	1,359,603	
	現金	0	0	
	みずほ銀行 渋谷支店 普通預金 No.1457705	120,000	152,602	解約入金済み。
	みずほ銀行 渋谷支店 普通預金 No.1497669	0	47	解約入金済み。
	みずほ銀行 渋谷支店 外貨普通預金 No.9110151	0	4	通貨:USD、解約入金済み。
	みずほ銀行 渋谷支店 外貨普通預金 No.9110186	0	5	通貨:GBP、解約入金済み。
	みずほ銀行 渋谷支店 外貨普通預金 No.9110216	0	97	通貨:AUD、解約入金済み。
	みずほ銀行 渋谷支店 外貨普通預金 No.9110267	0	4	通貨:NZD、解約入金済み。
	みずほ銀行 渋谷支店 外貨普通預金 No.9110232	91	87	通貨:DKK、解約入金済み。
	みずほ銀行 渋谷支店 外貨普通預金 No.9110275	28	26	通貨:HKD、解約入金済み。
	みずほ銀行 渋谷支店 外貨普通預金 No.9110283	25	23	通貨:SGD、解約入金済み。
	みずほ銀行 渋谷支店 外貨普通預金 No.9110259	89	87	通貨:CHF、解約入金済み。
	ゆうちょ銀行 渋谷支店 総合口座 No.10170-48410711	945	945	解約入金済み。
	楽天銀行 第二営業支店 普通預金 No.7018261	279,457	279,213	解約入金済み。
	ジャパンネット銀行 すずめ支店 普通預金 No.2559084	596,168	596,168	解約入金済み。
	八千代銀行 渋谷支店 普通預金 No.0623839	7	7	解約入金済み。
	八千代銀行 渋谷支店 外貨普通預金 No.0623949	95,357	93,468	通貨:AUD、解約入金済み。
	八千代銀行 渋谷支店 外貨普通預金 No.0623950	141,608	136,041	通貨:EUR、解約入金済み。
	八千代銀行 渋谷支店 外貨普通預金 No.0623938	102,476	100,677	通貨:USD、解約入金済み。
	りそな銀行 渋谷支店 普通預金 No.2973992	0	100	解約入金済み。
2	短期貸付金	1,307,423,210	46,686,362	評価は平成30年3月6日までの換価実績による。
	㈱TIBANNE	772,791,001	0	破産者の関係会社、平成27年1月30日破産手続開始決定。破産債権届出済み。
	㈱Shade3D	338,139,321	46,686,362	破産者の関係会社。平成27年9月29日、債権譲渡契約に基づき回収。
	㈱Bitcoin cafe	60,000,000	0	破産者の関係会社、平成26年6月18日破産手続開始決定。破産債権届出済み。
	カルプレス・マルク・マリ・ロベート	136,175,781	0	破産者の代表者。平成27年11月10日破産手続開始決定。
	MTGOX HongKong	317,107	0	破産者の関係会社。弁済請求中。
3	未収入金	925,826	331,600	評価は平成30年3月6日までの換価実績による。
	㈱TIBANNE	562,026	0	破産者の親会社、貸付金の未収利息。
	渋谷税務署(法人税中間納付)	242,200	243,900	平成26年7月24日還付金入金済み。
	渋谷都税事務所(事業税及び地方税法特別税中間納付)	80,800	80,800	平成26年7月29日還付金入金済み。
	渋谷都税事務所(住民税法人税割中間納付)	40,800	6,900	均等割りと相殺の上、平成26年7月29日還付金入金済み。
4	仮払金(東京地方裁判所)	2,000,000	2,000,000	平成26年6月4日回収。
5	預け金	783,948,565	862,720,420	評価は平成30年3月6日までの換価実績による。
	申立代理人	241,459,630	231,557,866	平成26年5月12日に評価額にて引継ぎ済み。
	申立代理人	509,510,685	500,698,397	平成26年5月9日に評価額にて引継ぎ済み。
	申立代理人	32,978,250	32,977,386	平成26年5月8日に評価額にて引継ぎ済み。
	その他	0	97,486,771	平成27年1月7日回収。
6	他社預け金	1,693,444,088	990,215,531	評価は平成30年3月6日までの換価実績による。
	CoinLab	500,000,000	0	訴訟継続中。
	その他	1,193,444,088	990,215,531	平成29年6月5日入金済み。
7	工具器具備品	104,557,699	32,582,300	評価は平成30年3月6日までの換価実績による。
	DELL サーバー	5,649,000		
	Violin Server	90,623,142	32,382,300	平成26年11月27日売却、入金済み。
	Apple Japan ノートパソコン28台	5,383,438		
	Chair	2,902,119	200,000	平成27年6月8日売却、入金済み。
8	敷金	700,000	0	評価は平成30年3月6日までの換価実績による。
	ディ・エグゼクティブ・センター・ジャパン株式会社	540,000	0	解約済み。回収不能。
	ディ・エグゼクティブ・センター・ジャパン株式会社(駐車場敷金)	160,000	0	解約済み。回収不能。
9	差入保証金	10,586,875	10,587,933	破産者が供託した仮差押解放金払戻金。回収済み。
10	開発費	85,875,146	0	評価は平成30年3月6日までの換価実績による。
	Applico Inc.	33,453,375	0	資産性なし
	Internet Escrow Services	3,073,459	0	資産性なし
	Mandalah KK	31,993,500	0	資産性なし
	The Phuse Inc.	4,572,513	0	資産性なし
	Winsoft Technology Solutions Inc.	12,782,299	0	資産性なし
11	受取利息	0	390,829	預金利息
12	破産申立予納金	0	18,063,297	評価は平成30年3月6日までの換価実績による。
	破産申立予納金(カルプレス・マルク・マリ・ロベート)	0	3,026,000	破産申立予納金戻り(郵券等戻り含む)
	破産申立予納金(㈱TIBANNE)	0	15,037,297	破産申立予納金戻り(郵券等戻り含む)
13	仮想通貨売却収入	0	42,988,044,343	評価は平成30年3月6日までの換価実績による。
	BTC及びBCC売却		42,988,044,343	平成30年3月6日までの売却入金分
	資産合計	3,990,797,660	44,952,982,218	

負債の部

番号	科目	帳簿簿価	届出金額	備考
1	財団債権・優先的破産債権(公租公課)	54,374,152	額未定	
	財団債権(その他経費)	19,253,642	額未定	
2	一般破産債権(取引所関係破産債権)	8,256,092,214	263,519,268,303,371	
	一般破産債権(取引先等)	402,470,293	13,119,083,453	
	負債合計	8,732,190,301	額未定	

※1 「簿価」は、原則として、平成26年4月24日現在の破産者の帳簿簿価を記載しており、当該金額が実際の換価額と一致するものではない。

※2 「評価額(財団組入額)」は、原則として、平成30年3月6日現在実際に回収された金額を記載している。

※3 破産者が保有するBitcoin及びBitcoin Cashは、上記資産には含まれていない。なお、平成30年3月5日時点において破産財団で管理するBitcoinは、166,344.35827254 BTCであり、Bitcoin Cashは、168,177.35927254 BCCである。

※4 本目録の記載は、現時点での調査結果に基づく内容であり、今後の調査により本目録に記載のない資産又は負債が判明する可能性がある。

収 支 計 算 書

自 平成26年 4月 24日
至 平成30年 3月 6日

平成26年(フ)第3830号
破産者 株式会社MTGOX
破産管財人 弁護士 小林 信明

(単位:円)

収 入 の 部			支 出 の 部		
番号	摘 要	金 額	番号	摘 要	金 額
1	引継現預金	766,593,252	1	事務費	35,942,428
2	引継予納金	2,000,000	2	破産開始決定通知書送付費用	6,890,292
3	供託金回収	10,587,933	3	消耗品費	11,067,793
4	受取利息	390,829	4	専門家報酬	328,320,116
5	税金還付	331,600	5	業務委託報酬	153,957,278
6	他社預け金の回収	990,215,531	6	和解金(通信関連契約解約費用)	6,310,433
7	破産手続の支援等に関する契約に基づくPaywardの支援金	32,382,300	7	旅費交通費	298,930
8	預け金の回収	97,486,771	8	管財人室家賃・敷金	8,180,428
9	備品売却収入	200,000	9	公租公課(管財人報酬の源泉所得税等)	40,051,228
10	㈱Shade3Dに対する貸付金譲渡代金	46,686,362	10	コールセンター費用	10,002,395
11	カルプレス・マルク・マリ・ロベート破産申立予納金戻り(郵券等戻り含む)	3,026,000	11	TIBANNE破産申立予納金	15,000,000
12	TIBANNE破産申立予納金戻り(郵券等戻り含む)	15,037,297	12	管財人報酬	163,681,976
13	仮想通貨売却収入	42,988,044,343	13	カルプレス・マルク・マリ・ロベート破産申立予納金	3,000,000
合 計		44,952,982,218	合 計		782,703,297

差引残金	44,170,278,921
------	----------------

平成26年(フ)第3830号
 破産者 株式会社MTGOX
 破産管財人 弁護士 小林 信明
 (破産手続開始の決定日:平成26年 4月24日現在)

【破産】貸借対照表

(単位:円)

科目	評価額(財団組入額)※1	科目	届出額
現金及び預金	1,359,603	財団債権及び優先的破産債権 ※3	73,627,794
短期貸付金	46,686,362	一般破産債権	263,532,387,386,824
未収入金	331,600		
仮払金	2,000,000		
預け金	862,720,420		
他社預け金	990,215,531		
工具器具備品	32,582,300		
敷金	0		
差入保証金	10,587,933		
開発費	0		
受取利息	390,829		
破産申立予納金	18,063,297		
仮想通貨売却収入	42,988,044,343		
資産計 ※2	44,952,982,218	負債計	263,532,461,014,618

※1 「評価額(財団組入額)」は、平成30年3月6日現在実際に回収された金額を記載している。

※2 破産者が保有するBitcoin及びBitcoin Cashは、上記資産には含まれていない。なお、平成30年3月5日時点において破産財団で管理するBitcoinは、166,344.35827254 BTCであり、Bitcoin Cashは、168,177.35927254 BCCである。

※3 財団債権及び優先的破産債権については、交付要求未了のため、破産手続開始決定時の破産者の帳簿に基づく金額である。

※4 本貸借対照表の記載は、現時点での調査結果に基づく内容であり、今後の調査により本貸借対照表に記載のない資産又は負債が判明する可能性がある。